

第41号議案

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和4年6月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

ふぐ加工製品の取扱いに係る届出済票の交付及び再交付に係る事務手数料を廃止するとともに、建築基準法の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

中野区事務手数料条例（昭和33年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の47の2の項を削り、同表116の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表116の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表121の4の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表121の5の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。